

確定申告が始まります

所得税と住民税の申告受付が、2月16日(金)から3月15日(金)まで行なわれます。  
申告の対象となる方は申告に必要なものをお持ちの上、役場事務所又は各地区で開催する出張申告受付会場へお越しください。

▼申告の対象となる方

- 令和5年中に所得のあった方で次に該当する方が対象です。
- ①給与所得者（給料、賃金、年金などの支払いを受けた方）で、次に該当する方
  - ・給与所得以外に他の所得（事業・配当・不動産等の所得）のあった方
  - ・2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方で年末調整をしていない方
  - ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を受けようとする方
- ②給与所得者で年中途中で退職された方で年末調整をしていない方
- ③自営業の方や、土地や建物を売った方。
- ④一定額以上の年金収入のあった方

（申告の必要の有無が分からない場合は、役場住民課税務係までご相談ください。）

▼確定申告に必要なもの

- ①令和5年中の収支がすべてわかる書類（給与や年金などの源泉徴収票、売上・仕入・経費等の帳簿等）
- ②個人番号通知カード又は個人番号カード
- ③本人確認のための書類等  
運転免許証やパスポート、健康保険証などのいずれか1つをお持ちください。
- ※個人番号カード（顔写真付きのカード）をお持ちの方は不要です。
- ④扶養親族がいる方は、その方の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ※カード又は番号を記載した書類等をお持ちください。
- ⑤還付又は納税用の預貯金口座番号（申告者名義のもの）
- ⑥生命保険・個人年金・損害保険・地震保険の証明書、医療費通知（原本）または領収書など、控除の対象となる関係書類
- ※受付時間短縮のため、医療費控除を受ける方は領収書等の「事前計算」

のご協力をできる限りお願いいたします。（希望者には、記入用の明細書を送付しますので、裏面下部の連絡先までご連絡ください。）  
⑦社会保険料の任意継続の領収書、国民年金の領収書又は口座引落の通帳  
該当がないもの以外は必ずご用意いただきますようお願いいたします。

▼期間及び場所

・2月16日(金)～2月28日(水)  
各地区にて出張窓口を開いたします。（以下をご確認ください。）  
・2月16日(金)～3月15日(金)  
住民課税務係（役場庁舎1階）  
なお、2月16日～2月28日の期間は、出張窓口開設に伴い、役場窓口係員の数が限られるため、混雑時は長時間お待ちいただくことも想定されます。各地区にてご来場可能な方は、出張窓口での申告をおすすめいたします。  
※還付申告は、2月5日(月)より受付を行います。受付時の混雑を避けるため、できる限り早期の申告をお願いいたします。（土・日・祝日は受付いたしかねます、ご了承ください。）

承ください。）

※受付開始直後および終了間際は混雑が予想されます。時間に余裕のある方は混雑が予想される時間帯を避けてお越しいただきますよう、よろしく願います。  
※当日都合により申告できなかった方は、3月15日(金)までに必ず申告を行ってください。

■住民課税務係 ☎2-3133

◆巡回申告受付日程

月日	対象地区	会場	時間
2月16日(金)	浅茅野 浅茅野台地	浅茅野交流センター	10:00～12:00
2月19日(月)	浜鬼志別	浜鬼志別総合管理センター	10:00～12:00
2月20日(火)	小石	小石交流センター	10:00～12:00
2月21日(水)	鬼志別	猿払村役場	9:30～16:00
2月26日(月)	猿払	猿払地域集会所	10:00～12:00
2月27日(火)	浜猿払	浜猿払交流センター	10:00～12:00
2月28日(水)	知来別	知来別研修センター	10:00～12:00

■雑内税務署より確定申告のお知らせ

雑内税務署での令和5年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(金)から3月15日(金)までとなります。

会場の混雑を回避するため、会場には「入場整理券」（国税庁LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配付）が必要となります。  
※贈与税及び土地・家屋を譲渡したときの所得税の申告相談は、火・木曜日のみとなります。  
なお、会場では、次回以降の申告をスムーズに行っていたため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。こちらを行うためには、マイナンバーカードの他、カード発行時に設定したパスワードが必要となりますので、確認をお願いします。

税務署の閉庁日は確定申告の受付を行っておりませんので、ご注意ください。

■雑内税務署（ナビダイヤル）  
☎0570-0015901

■自宅から確定申告ができます

マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンから「e-tax」を利用して確定申告ができます。

▼自宅で確定申告ができる！  
役場の窓口や税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出（送信）できます。会場での混雑が避けられるので安心です。  
▼還付がスピーディー！  
「e-tax」で提出された還付申告は提出後2～3週間程度で処理されるため、書類による申告に比べ還付が早くなります。

「e-tax」は他にも24時間受付や添付資料が省略できるなどのメリットがあります。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひこの機会にご利用ください。

■住民課税務係 ☎2-3133

猿払村図書室  
おすすり本のご紹介  
上段：一般図書 ▶農村環境改善センター ▶教育委員会 開館日時 ④⑤⑥⑦  
下段：児童図書 ☎2-3695 ☎2-3011 12時00分～18時00分

続 窓ぎわのトットちゃん



世界中で愛されている、あのトットちゃんが帰ってくる！泣いたり、笑ったり、トットの青春記。国民的ベストセラー、42年ぶり、待望の続編！  
黒柳 徹子 著

あなたが誰かを殺した



閑静な別荘地で起きた連続殺人事件。愛する家族が奪われたのは偶然か、必然か。残された人々は真相を知るため「検証会」に集う。私たちが待ち受けていたのは、想像もしない運命だった。  
東野 圭吾 著

月のうらがわ



深川の新兵衛長屋に住む十三歳のお綾。三年前に母を亡くしたが、大工の父直次郎、弟正太と慎ましく暮らしていた。ある日、父の朋輩重蔵の店賃滞納で揉めている中、隣に坂崎清之介という写本を生業とする侍が越してきた。本好きのお綾は、部屋に片づけを束縛代わりに坂崎に手習いを見せようことに。そこで書きかけの本『つきのうらがわ』を見つける。  
麻宮 好著

ぬまの100かいだてのいえ



ある山のでっぺんに「まんげついわ」とよばれる丸くて大きな岩がありました。岩から少しはなれた沼に、オタマジャクスのウズがくらしています。ウズはやさしく勇気があって、みんなの人気者。仲間たちと毎日楽しくくらしていたある風の強い日、「まんげついわ」がゴロゴロゴロゴロバシャーン！とぬまに落ちてきて…！大人気「100かいだてのいえ」シリーズ第6弾。  
いわいとしお 作

こらしめじぞう



いじわるをされて心がモヤモヤしているとき、突然あらわれたのは、おじぞうさんとタヌキのおきものたち。「友だち同士のマナー」を守らない、ちょっぴりムカつく相手の名前をとえたと、自分の代わりにこらしめてくれるおじぞうさんらしい。  
村上 しいこ 著

すごいぞ！クモの探偵団



東京から徳島の田舎町に引っ越してきた加奈は、虫が大好きな大地と悠斗にふりまわされつつも、3人で「クモの探偵団」を結成し、とあるクモ事件の謎をテーマに自由研究コンクールに応募することになる。クモの調査をするうちに、豊かな自然と生き物の多様性の関係に気づくようになり、さまざまな交流に触れて、加奈は生きる力と喜びにめざめていくのだった。  
谷本 雄治 著